

# 県南家保だより



平成26年8月11日  
栃木県県南家畜保健衛生所

先月の台風8号では沖縄や四国に、今月発生した台風11号では、九州、四国のみならず、本県にも突風等による被害をもたらしました。台風だけでなく、8月ともなると“雷都”との異称を持つ宇都宮市が県庁所在地であるように、突然の豪雨と雷が鳴り響くようになりますね。家畜へのストレスもさることながら、突然に天気が変わりますから、作業中にケガや事故に遭わないように十分な注意をお願いします。

また、県南家保だより（6月号）でお伝えした暑熱対策。みなさんの農場では上手く実施できていますか？猛烈な夏の暑さが残す影響は、暑さが和らぐ秋になっても続くことがありますから、気を抜かず、きちんと観察してあげてくださいね。

さて、気を付けなければいけないのは、暑さだけではありません。家畜衛生情報等でもお伝えしているとおり、お隣の韓国で口蹄疫が発生しています！今一度、症状や消毒方法等を確認して、ウイルスから御自分の農場をしっかりと守りましょう！



口蹄疫になると、どのような症状になるのかな？

もう皆さん、耳にタコができるほど、聞いていると思いますのでご存じだと思いますが、一緒に確認してみましょう！

39℃以上の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の泡沫性流涎（よだれ）がみられ、口、蹄、乳頭等に水疱やびらんを形成し、跛行（足をひきずる）、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止等の症状を示します（これらを「特定症状」と呼びます）。

ウイルスに感染してから症状を示すまでの期間を「潜伏期間」と言いますが、潜伏期間は牛では平均6.2日、豚では平均10.6日となっています。症状が現れない潜伏期間でもウイルスを排出しますので、知らず知らずのうちにウイルスを拡散させてしまう恐れがあります。そのため、感染予防・感染拡大防止には、日頃からの消毒を徹底するしかありません。



あれ？ 口の中に水ぶくれがあるよ。「口蹄疫かも！？」  
でも、違うかもしれないし、もう少し様子を見てても大丈夫だよな？

「①上記のような特定症状を示した場合」や、「②同一房内における複数の家畜の口腔内等に水疱等がある場合」、「③明らかな原因がないのにも関わらず半数以上の哺乳畜が当日、その前日の2日間において死んでしまった場合」のいずれか一つでも発見した時は、都道府

県知事に届出なければならないとされています。

もしも、口蹄疫であった場合、症状が発見される前の潜伏期間にウイルスが拡散しているかも知れませんので、一刻も早く、適切な対応を行わなければなりません。このような症状を確認した場合は、家畜保健衛生所に速やかに連絡をしていただくとともに、家畜の移動を中止し、農場内へ関係者以外の立入をさせないようにしてください。

家畜の状態が「おかしいな？」と思ったら、まずは家畜保健衛生所までお電話をお願いします！



自分はもう家畜を飼うのをやめるかも知れないし、別に病気が入っても構わないよ。殺処分したら、補償金だってもらえるでしょ！？

これを読んでくださっている皆様が「家畜を飼養しなくなる」ことはないと思いたいですし、「病気が入っても構わない！」そんな風に思っているとは全く思っておりません！！

しかし、万が一、御自分の農場で口蹄疫らしき症状が発生した時、一体どのようなことが問題になるのでしょうか？

まず、家畜を飼養している以上、畜主の皆様は、飼養衛生管理基準を遵守しなければなりません。飼養衛生管理基準をしっかりと遵守していれば、口蹄疫等のウイルスが農場内に入り込むリスクをととても低い状態で管理できるためです。しかし、裏を返せば、飼養衛生管理基準を遵守していなかった場合、「病気を発生させた原因が畜主にある」とされてしまいかねないということです。もちろん、遵守していても病気が発生することはありますが、その責任の問われ方が違うということになります。

例えば、車を運転していて事故を起こしてしまったとしましょう。誰にでも起こりうることです。ただし、無免許の人が車検切れの車で事故を起こしたとしたら…。その過失の大きさは容易に想像できるかと思います。

飼養衛生管理基準も同じことが言えます。この基準を遵守することは、「運転免許を持って、車検のおった車を運転している」ということだと考えてください。それでも事故を起こしてしまった場合は、多くの場合、保険が適用されます。それと同じように、口蹄疫や鳥インフルエンザ等が農場で発生してしまい、家畜が殺処分されるという結果になってしまっても、補償を受けることが出来ます。しかしながら、飼養衛生管理基準を守っていなかった場合は、車検切れの車の無免許運転手ですから、もちろん補償などはありません。

「補償のあり・なし」だけが問題なのではなく、ここまで書いてきたように、事故を起こす可能性が高い状態での経営ではなく、自分の心がけ次第で、安全に運転をし続けられる経営ができる、ということに着目して欲しいのです。

まずは、飼養衛生管理基準の項目を確認していただき、必ず遵守していただくようお願いいたします。中には、「実施が難しい」「どのように取組んで良いかわからない」という項目もあるかも知れません。そのような時は、家畜保健衛生所まで気軽にお問合せください。

一緒に安全運転ができる経営を目指していきましょう！